住所　滋賀県栗東市岡222番地1
趙直子　昭和51年3月11日生
住所　滋賀県高島市新旭町新庄7番地1
金圭洙　昭和48年7月6日生
住所　名古屋市港区当知4丁目1003番地
金直宏　昭和62年12月21日生
住所　愛知県西尾市一色町生田宮西18番地5
ジュリエタ・マチコ・ニノミヤ・トクラ　昭和30年6月8日生
住所　愛知県一宮市萩原町西御堂字三反田7番地1
鄭鶴正　昭和20年4月1日生
金末任　昭和24年11月19日生
住所　名古屋市中区丸の内3丁目16番11号
金昇子　昭和47年6月10日生
李采莉　平成10年11月21日生
金凱羅アスラン　平成24年4月10日生
住所　神戸市灘区灘南通5丁目1番23―303号
鄭淑江　昭和50年2月19日生
住所　神戸市中央区国香通5丁目2番22―204号
鄭淑玲　昭和52年4月15日生
住所　兵庫県宝塚市高松町2番52号
張敏江　昭和32年9月15日生
徐庚彦　昭和56年1月9日生
住所　兵庫県明石市藤江984番地1
崔奈美　昭和45年12月5日生
住所　福岡県久留米市御井旗崎5丁目3番6―1406号
金芳和　昭和48年10月24日生
住所　京都市西京区上桂東ノ口町178番地
姜優美　昭和52年5月9日生
住所　京都市南区西九条高畠町6番地6
張敦史　昭和49年1月28日生
住所　京都市南区西九条院町21番地
朴勢津子　昭和34年9月17日生
住所　京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町519番地2
金小百合　昭和47年10月8日生
住所　京都市南区唐橋経田町16番地1
金良子　昭和39年3月1日生
住所　千葉県流山市東初石2丁目91番地6
尹明淑　昭和44年10月25日生
住所　東京都江戸川区西葛西1丁目10番35号
李真也　昭和53年2月20日生
住所　東京都江東区古石場2丁目15番14号
劉環　昭和57年6月16日生
住所　東京都町田市金森1丁目3番21号
黄容子　昭和33年12月24日生
金載樹　昭和63年3月15日生
金載恭　平成2年6月2日生
金亜美　平成5年11月9日生
住所　埼玉県東松山市松山町1丁目11番19号
周永平　昭和53年1月24日生
住所　山梨県南都留郡忍野村忍草3515番地1
張治　昭和58年12月7日生
住所　東京都目黒区碑文谷5丁目4番20号
金在淳　昭和50年1月24日生

○外務省告示第二百五十一号

平成二十五年六月二十七日にヌアクショットで、モーリタニア・イスラム共和国における「平和構築、治安維持及び司法強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　平和構築、治安維持及び司法強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億八千三百万円
3　署名者
日　本　側　東博史在モーリタニア大使
国際連合開発計画側　クンバ・マー・ガディオ在モーリタニア事務所代表

平成二十五年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十二号

平成二十五年七月四日にカンパラで、アチョリ地域国内避難民の再定住促進のための給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アチョリ地域国内避難民の再定住促進のための給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億七千三百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年八月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　皆川一夫在ウガンダ大使
ウガンダ側　マリア・キワヌカ財務・計画・経済開発大臣

平成二十五年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十三号

平成二十五年七月四日にカンパラで、第三次地方電化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次地方電化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十二億四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年四月三十日まで
4　署名者
日　本　側　皆川一夫在ウガンダ大使
ウガンダ側　マリア・キワヌカ財務・計画・経済開発大臣

平成二十五年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十四号

平成二十五年七月九日にチュニスで、チュニジア共和国における「危機管理体制整備支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　危機管理体制整備支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億五千四百万円
3　署名者
日　本　側　高原寿一在チュニジア大使
国際連合開発計画側　ムニール・タベット在チュニジア事務所代表

平成二十五年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百四十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1に次のように加える。

1100　着用型自動除細動器

○厚生労働省告示第二百四十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

1195　着用型自動除細動器

○厚生労働省告示第二百四十六号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

本文に次のように加える。

808　着用型自動除細動器

○農林水産省告示第一千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村龍神字湯布向一一五六の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）